

令和 2 年（措）第 2 号

排 除 措 置 命 令 書

仙台市若林区卸町二丁目 7 番 6 号

イシイ株式会社

同代表者 代表取締役 石 井 吉 雄

山形市流通センター二丁目 1 1 番地 7

ミドリ安全山形株式会社

同代表者 代表取締役 吉 田 敦

山形市大野目三丁目 2 番 2 3 号

山形菅公学生服株式会社

同代表者 代表取締役 大 宮 浩 三

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 イシイ株式会社（以下「イシイ」という。）、ミドリ安全山形株式会社及び山形菅公学生服株式会社（以下「山形菅公学生服」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙記載の警察官用制服類（以下「特定警察官用制服類」という。）について、3 社、株式会社中合及び株式会社大沼の 5 社（以下「5 社」という。）が、遅くとも平成 2 7 年 4 月 1 日以降（イシイ及び山形菅公学生服にあっては遅くとも平成 3 0 年 5 月 2 5 日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取

りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定警察官用制服類について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

(3) 今後、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のために参考とされる見積価格（以下「参考見積価格」という。）を山形県に提示するに当たり、相互に、又は他の事業者と、参考見積価格を連絡し合う行為を行わないこと。

2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び山形県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定警察官用制服類について、受注予定者を決定してはならない。

4 3社は、今後、参考見積価格を山形県に提示するに当たり、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、参考見積価格を連絡し合う行為を行ってはならない。

5 3社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、山形県の区域において特定警察官用制服類を販売していた。

イ 名宛人以外の株式会社中合は、福島市栄町5番1号に本店を置き、山形県の区域において特定警察官用制服類を販売していた。

ウ 名宛人以外の株式会社大沼は、山形市七日町一丁目2番30号に本店を

置き、山形県の区域において特定警察官用制服類を販売していた者であるが、令和2年1月27日に破産手続開始の決定を山形地方裁判所から受け、同日以降、事業活動の全部を取りやめている。

(2) 特定警察官用制服類の発注方法等

ア 山形県は、特定警察官用制服類について、毎年度、一般競争入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）の方法により発注していた。

イ 山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していた。

ウ 山形県は、特定警察官用制服類の入札等において、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）を提示した者を受注者として、単価契約を締結していた。

エ 遅くとも平成27年4月1日以降、特定警察官用制服類の入札等に参加した事業者は、5社のうちのいずれかの事業者のみであった。

2 合意及び実施方法

5社は、遅くとも平成27年4月1日以降（イシイ及び山形菅公学生服にあっては遅くとも平成30年5月25日以降）、特定警察官用制服類について、受注価格の引上げ及び低落防止を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 山形県から参考見積価格の提示依頼があった際に、過去の受注実績等を勘案して、受注予定者を決定する

イ 予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した参考見積価格を提示する

ウ 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

5社は、前記2により、特定警察官用制服類の全てを受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

令和元年9月3日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、特定警察官用制服類について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定警察官用制服類の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年6月11日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

山形県が，警察官用制服類として参考見積価格を徴した上で，入札等の方法により発注するもの